

公益社団法人新宿区シルバー人材センター

嘱託職員募集要項

1. 募集期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月31日(金)まで

2. 採用予定日

令和7年4月1日(火)

3. 採用人数

嘱託職員(一般事務) 1名

4. 主な職務内容等

受注事務・会員就業関連事務・折衝事務その他一般事務などのシルバー人材センター全般の事務です。デスクワークだけでなく、会員や発注者との対応など外部折衝もあります。また、事務には日常的にパソコンを使用します。

5. 応募条件

一般事務及び折衝能力を有する者(国籍問わず)

6. 勤務場所

新宿区新宿7丁目3番29号 新宿ここ・から広場 しごと棟3階

7. 採用条件

(1). 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※採用後最初の1か月は条件付採用期間とします。

条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※契約は年度単位で行い、業務の状況等により更新する場合があります。

更新する場合の上限は4回です。

(2). 給与 月額230,214円

ア 手当: 通勤手当、超過勤務手当(賞与あり)

(3). 勤務日及び勤務時間

ア 勤務日: 月18日 イ 勤務時間: 午前8時30分から午後5時15分

(4). 年次有給休暇等 あり

(5). 福利厚生

ア 健康保険(政府管掌)、厚生年金保険、労働保険等

8. 受験申込要領

(1). 申込み方法

申込み期間中に以下の3点を新宿区シルバー人材センターに提出。(郵送、窓口持参、代理可)

※応募書類は、選考及び合否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

① 指定用紙の「受験申込書」

3 ページ目を参照し印刷、最近 3 ヶ月以内に撮影した写真貼付して使用して下さい。

② 「職務経歴書」(様式任意)

③ 「返信用封筒」 1 通

1 次選考結果通知等の郵送先住所・氏名を記入。切手の添付は不要です。

(2). 提出期限

令和 7 年 1 月 31 日(金) 午後 5 時まで(必着)

※当センター窓口受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時(土・日・祝日を除く)

※申込の際、1 次選考結果通知用として返信用封筒(住所・氏名を記入)1 枚を同封して下さい。

なお、切手の添付は不要です。

9. 選考内容

(1). 第 1 次選考：書類選考

① 内容：提出された書類等を審査

② 結果：令和 7 年 2 月 12 日(水) に返信用封筒にて通知します。

(2). 第 2 次選考：面接(第 1 次選考合格者対象)

① 日時：令和 7 年 2 月 19 日(水) 時間は別途通知

② 会場：新宿区シルバー人材センター

新宿区新宿 7 丁目 3 番 29 号 新宿ここ・から広場 しごと棟 4 階

(3). 結果

令和 7 年 2 月 19 日(水)に、第 2 次選考受験者全員に選考結果を郵送で通知します。

10. 個人情報の取り扱いについて

新宿区シルバー人材センター個人情報保護規程に基づき適切に管理します。採用事務関係者以外の第 3 者には提供いたしません。

11. 問い合わせ先、提出先

〒160-0022

東京都新宿区新宿 7 丁目 3 番 29 号 新宿ここ・から広場 しごと棟 3 階

公益社団法人新宿区シルバー人材センター

採用担当：九澤・友澤 宛て

参考 新宿区シルバー人材センター 職員採用に係る欠格事項

次の事項に該当する者は、職員としては採用しない。

(1). 成年被後見人及び被保佐人。

(2). 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(3). センターにおいて、懲戒解雇の処分を受け当該処分の日から 2 年を経過しない者。

(4). 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。

公益社団法人新宿区シルバー人材センター
令和7年度嘱託職員申込書

【申込日： 年 月 日】



フリガナ			
氏名			
生年月日		年 月 日 (歳)	電話番号
住所		フリガナ： 〒 —	
年	月	学歴・職歴	
年	月	免許・資格	[パソコンスキル] ・Word (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない) ・Excel (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない) ・その他 () [活用したい能力・経験等]
[志望動機]			
[欠格事由に関する申告] 以下の全てに該当しない場合は、右の口にチェックを入れてください。 新宿区シルバー人材センター 職員採用に係る欠格事項より—			
			<input type="checkbox"/>
(1).成年被後見人及び被保佐人			
(2).禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者			
(3).シルバー人材センターにおいて、懲戒解雇の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者			
(4).日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者			